

厚木市域の戸籍編成及び戸籍区について(概要版)

1、戸籍編成の実施及び「戸籍区」の設置

江戸期、村民の戸籍は、村ごとに主に名主が戸籍簿の機能をもつ「宗門人別改帳(しゅうもんになべつあらためちょう)」を作成・管理していたが、明治新政府は三大改革である地租改正・学制・徴兵制など新たな政策を確実かつ効率的に実行していくためには、国の人口や産業など国勢を正確に把握する必要となり、全国統一の戸籍編成を実施することになった。

新政府は明治五月二十二日(陰暦四年四月四日)太政官布告第百七十号により戸籍法に基づく戸籍編成の実施を發布し、全国各府県藩に戸籍編成を目的とする行政組織及び戸籍調査の単位区画「戸籍区」の設置を命じた。

太政官布告第百七十号

戸籍編成の目的

①政策を推進する上で、戸籍編成を計画的に実行し、詳細かつ正確に人口・戸数を把握することが最も重要である。

②国家の政治は人民の保護が責務であり、戸籍編成は人民の保護の政策を的確に遂行するための詳細な基礎データの収集を目的として実行する。と記している。

戸籍編成の目的を『人民保護の政策を実施する』ためとしているが、本来の目的は、「地租改正」、「徴兵制」、「学制」など富国強兵政策を実行するための基礎データの収集であり、名目上、人民の理解と協力を得るために『人民の保護』を強調したのではないと思われる。

戸籍区と正副戸長の設置

新政府成立当時、全国には膨大な数の小規模な村が存在し、一村単位では効率的に戸籍編成事務を進めることが困難なため数か村(概ね七〜八か村)を組み合わせ、広域的行政区画の設置が必要となったため、各府県藩を数区に区割りし「戸籍区」の設置し、戸籍吏員である「正副戸長」を各戸籍区に置いた。

正副戸長は時々各地域の状況や事情により複数置いてもよい、戸長は、村の庄屋・名主・年寄、禁制・触書を伝える役職の觸頭が、また、戸長にふさわしい人物であれば任命しても差し支えない。

村方三役の廃止

太政官布告第百七十号戸籍編成実施の布告では、村方三役の庄屋・名主・年寄の存続と戸長との兼務が認められていたが、戸籍編成実施から二カ月後の明治五年五月十五日(陰暦四月九日)太政官布告第百十七号で村方三役の廃止が發布された。村方三役の廃止により、村方三役と戸籍区の正副戸長は廃止され、従来の村方三役の支配による村政及び村民に関わる事務を職務とする正副戸長が設置された。

このような組織改正が実施された理由としては、村の支配が幕藩体制から新政府を中心とする府県藩制度に改められ、税制改正をはじめ新しい政策に対して適合できるよう従来の村の組織・制度を改革する必要が生じたためと考えられる。

2、足柄県下における戸籍区の設定について

厚木市域の戸籍編成は、足柄県の指示に基づき戸籍区の設定することになった。

戸籍区は江戸期末、関八州内の警察活動を行う関東取締出役が、文政十年（1827）で幕府直轄領・旗本領・寺領など区別なく各支配地域を超えて治安維持・風俗取締りを目的に設置された広域的行政区画である「寄場組合村」を土台にして設置された。

足柄県域のうち旧相模国内の寄場組合村は 8 か所あり厚木市域は愛甲郡と大住郡の一部で構成される「厚木寄場組合」に属していた。

3、厚木市域における戸籍区の設定について

寄場組合村は数か村で構成する「小組合」があり、さらに複数の小組合を統括する「大組合」が存在し、大組合の事務局のある村を「寄場村」と称していた。

戸籍区は寄場組合村の「小組合」を土台に設置されたと考えられ、厚木寄場組合では 8 か所の小組合があったのではないかと推測される

4、厚木市域の戸籍編成への取り組み

厚木市域では戸籍編成実施の布告を受けてどのように対応したのかを、厚木市史近代資料編 1 明治四年六月「戸籍編制法布告につき上古沢村請書」をもとに紹介します。

厚木市域の南西に位置する上古沢村では、布告により編成実施の指示を受けて、村の取り組みとして請書を作成して回答している。

「古くからの悪習をすべて改め、小前(本百姓)全員が不正や隠しだてをせず、また、私利私欲のために行動せず、小前同士の心にへだたりがなく、従来からの村役人である名主・年寄並びに上古沢村に戸籍区の副戸長として任命された青木常吉氏を補佐して実施する。」

新政府成立後再編された五人組が戸籍編成実施に当たり必要不可欠な組織であり、村民一致協力して戸籍編成を実行することを誓約し、誓約の証として、小前全員の連署をもって請書を副戸長青木常吉から妻田村戸長永野茂氏へ提出されたものである。

5、足柄県下での戸籍調査の取り組みについて

戸籍編成の具体的な実施方法は、足柄県から発せられる命令文書である「廻状（通達）」をもとに行われた。

「厚木市史近代資料編 1 明治五年三月足柄県第三十区戸籍取調につき回状」では戸籍編成に係る廻状が厚木市域の戸籍区第三十区内へ発布された。

その内容は、第三十区内の永野茂氏・大矢武平氏に明治 5 年 3 月 12 日に足柄県庁へ出頭するよう命令があり、戸籍区住民全員の戸籍を調査し、今月の 29 日までに提出するよう命じられた。その後、県庁から指示された内容を相談するため 17 日下荻野の「松坂屋宅」で村々の村役人二人招集会議を開催し、戸籍編成に係る打合せを行った。

6、戸長副戸長の職務及び業務について

明治五年三月に足柄県は戸長副戸長の職務及び業務について「戸長副戸長村役人御規則書」定めた。『神奈川県史資料編 11 近代・現代戸長副戸長心得』

○政府からの布令・諸達類を区内へ通達

○氏子調査に関すること

※江戸幕府は人民が仏教寺院の檀家となることを義務づけたのに対して、神道に置き換えられた宗教政策である。この制度は国民が各郷社の氏子となることを義務付けるとともに、併せて戸籍や身分証明の側面を持ち、証明書の発給決定権は戸長により行われていた。このように戸籍編成と並行して、戸籍制度の補完として実施された。

○戸籍調査の実施に関すること

○寺社からの願などで戸籍法御布告に関わるものは正副戸長が取り扱うこと

○民間の田畑山林並びに廻舟（物資を運搬する船）、私馬の所有及び産業の状況を近々にすべて調査し提出すること。

○氏子がいる郷社村社、旧神官並びに祠名を早々に調査すること。但氏子の無い村社も調べること

以上、戸籍編成に係る寺社からの嘆願の対応、民間産業の実態調査、神社の所在調査など戸籍区の正副戸長の職務は戸籍編成と布告の廻状だけではなく、実際は広範囲にわたる職務を担っていた。

補亡役人の任命

相模国管内戸籍区三十二区の内第一区・第二区を除く三十区の戸籍区では三～四区が相談して、罪人を捕まえる「補亡役人」を二人選任すること、給料は公費で一人あたり一両貳分負担すること。

足柄県内の戸籍区では、戸籍区二から四区が連合して広域的な警察行政が行われ、この事務についても正副区長の職務の一つと考えられる。

その他村々への通達

各村では、五人組制度は継続し、租税をはじめ、村内の官有林又は堤防等を管理・監督する者はもちろん、訴訟・失火・盗難など、それぞれの村内で対応すること。

今般正副戸長が設置されたが、心がゆるみ管理・監督が適切に行わないことのないよう念を入れて了解し、一層励むこと、なお詳細については通達する。

7、戸籍編成及び戸籍区設置の経緯

戸籍編成及び戸籍区設置までの取り組みについて、厚木市域の史料を中心に紹介してきたところであるが、新政府成立後の地方組織改革、戸籍編成並びに戸籍区設に至る経緯について改めて整理すると次のとおりとなります。

○明治四年五月二十二日（陰暦四月四日）

戸籍法制定・太政官布告第百七十号を布告し、行政区画「戸籍区」設置と正副戸長をおかれた。

○明治四年八月二十九日（陰暦七月十四日）廃藩置県断行、藩を廃止し全国に三府三

○二県を設置

○明治五年二月一日

戸籍法を基に壬申戸籍施行

○明治五年五月十五日（陰暦四月九日）

名主・庄屋・年寄など村方三役と戸籍区の正副戸長を廃止し、新たに各村の村政を担う新正副戸長が設置された。

江戸期の幕藩体制と幕府直轄地、旗本領及び藩など各統治者へ年貢の納付や賦役を果たすことを主に形成・運営されてきた従来の村落と村を支配していた村方三役を廃止し、新政府が目指す中央集権体制の構築を目指し、政策を推進していくため地方組織の改革が段階的に実施された。

8. おわりに

江戸期の村は、小規模な村が多く存在し、さらに一つの村を複数の支配者が支配する村が多く支配関係が複雑であった。そのため、一つの村又は一支配区域単位で、名主を長とする村役人の支配と、村民同士の隣保組織である五人組により固く結束されていたが、一方では他の村の者を受け入れない排他的な地域社会であったため、複数の村が連合して広域行政を行うことがなかったが、江戸期末になると個々の領主のみでの治安維持が困難となり、関八州の関東取締出役の管轄下で、各支配領域を超えて、警察行政及び治安維持を目的に数か村単位で構成された寄場組合村が設置された。

寄場組合村の重要な機能として、法令・法度（はつと）を庶民に公布する「触書（ふれがき）」を管下の各寄場組合村へ通達し、次に組合内の各村の名主・村役人へ伝達する廻状ルートが確立されていたことにある。

新政府は、既に広域行政区画が確立し指揮命令系統が機能している寄場組合村を土台として、戸籍編成を目的とする戸籍区を設置したが、江戸期二百六十五年続いた、従来の村を、新政府が目指す中央集権的地方行政組織の一部に組み入れることは非常に困難なことであった。戸籍区の設置が新政府の主導により急激に実施されたため、長年、従来の村は激変する社会情勢に対応できない状況が発生したため、新政府は次に各府県を数か所の大区に分割し、大区の下に数か所の村で構成する小区を設置する地方行政組織「大区小区制」の実施を各府県に命令した。

足柄県は明治五年十一月二十四日、県内を五大区五十二小区に分割し「大区小区制」を導入した。

戸籍区は江戸幕府崩壊から新政府成立当初の過度期に設置されたものであり、地方行政組織の激変は各地域で混乱が生じ、多くの問題点が出し洗いだされることになったが、戸籍区を基盤として次の地方行政組織である大区小区制に発展することになった。